

○伊達市地域振興促進条例

昭和60年3月27日

条例第22号

改正 昭和60年6月19日条例第33号

昭和63年9月26日条例第20号

平成元年12月28日条例第35号

平成6年12月26日条例第33号

平成9年12月22日条例第26号

平成12年3月29日条例第37号

平成13年12月18日条例第32号

平成20年6月16日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、本市における地域の振興を積極的に促進するため、工場等を立地する者に対して必要な助成措置を行い、もつて経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所 他人の需要に応じて電子計算機のプログラム又はシステム等の作成を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設をいう。
- (4) 事務所等 事務所、倉庫、作業所等の施設であつて、第2条第1号から第3号までに規定する施設に該当しない施設をいう。
- (5) 立地 本市の区域に工場、事業所、試験研究施設又は事務所等(以下「工場等」という。)を新設し、又は増設することをいう。
- (6) 事業者 立地を行う者をいう。
- (7) 固定資産 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号に定める家屋及び同条第4号に定める償却資産をいう。
- (8) 固定資産税等 伊達市税条例(昭和25年条例第9号)及び伊達市都市計画税条例(昭和

52年条例第1号)に基づいて市が事業者に対して課する固定資産税及び都市計画税をいう。

- (9) 基準年度 事業者に対し、業務を開始した日の属する年度後最初に固定資産税等を課する年度をいう。ただし、非課税事業者にあつては、業務を開始した日の属する年度の翌年度とする。

(助成対象地区)

第3条 助成の対象地区は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める工業専用地域及び工業地域とする。ただし、前条第4号に規定する事務所等にあつては、工業地域に限るものとする。

- 2 市長は、前項に定める地区のほか、第1条に規定する目的の達成に寄与すると特に認める事業の用に供する土地については、助成の対象地区とすることができる。

(助成措置)

第4条 市は、事業者に対して、次の各号に掲げる補助金を交付するものとする。

- (1) 工場等設置補助金
- (2) 雇用奨励補助金
- (3) 工場等用地取得補助金

(便宜供与)

第5条 市長は、事業者に対して、用地取得のあつせんその他必要な事項について便宜を供与することができる。

(補助金交付対象事業者の指定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより市長に申請し、補助金交付対象事業者の指定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請をした事業者が規則で定める産業を主たる事業とする者であつて、公害を防止するための適切な措置を講じていると認めたときは、これを指定するものとする。

- 3 前項の指定をする場合において、市長は、必要があると認めたときは、その指定に条件を付すことができる。

(工場等設置補助金)

第7条 工場等設置補助金の額は、立地に係る固定資産に対して市が課する固定資産税等相当額とし、補助対象期間を基準年度から3年間とする。

(雇用奨励補助金)

第8条 雇用奨励補助金の額は、立地に伴い新たに採用した雇用者の数に1人当たり20万円を乗じて得た額(その額が2,000万円を超えるときは2,000万円)とする。

2 前項の補助金は、基準年度から3年度に分割して交付する。

(工場等用地取得補助金)

第9条 工場等用地取得補助金の額は、立地のために取得した土地のうち、市長が工場等の用に供したと認める土地の取得価額に造成費(外構工事費及び植栽工事費を除く。)を加算した額の100分の50に相当する額(その額が1億円を超えるときは1億円)とする。

2 前項の補助金は、立地のために土地を取得した場合で、その土地の所有権移転登記の日の翌日から起算して3年以内に工場等を建設し、かつ、事業の用に供したときに基準年度から5年度以内に分割して交付する。

(補助金の減額等)

第10条 市長は、事業者が補助金の交付対象期間(工場等設置補助金及び雇用奨励補助金にあつては基準年度から3年度、工場等用地取得補助金にあつては基準年度から5年度以内)における固定資産税等を納期限の属する年度内に完納しなかつたときは、当該補助金を減額し、又は交付しないことができる。

(補助金の交付申請等)

第11条 第6条の規定により補助金交付対象事業者の指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(地位の承継)

第12条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定をした日以後において、相続(法人にあつては合併又は分割)又は事業の譲渡により、補助金の交付に係る事業を承継する者(以下「承継者」という。)がある場合には、その承継者に対して補助金の交付を行うものとする。

2 前項の承継者は、遅滞なくその承継の事実を市長に届け出なければならない。

(指定等の取消し)

第13条 市長は、指定事業者又は第11条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者

(承継者を含む。)が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該事業者の指定又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第6条第3項の規定により指定に付された条件に違反したとき。
- (3) 立地をした工場等の業務を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(補助金の返還命令)

第14条 市長は、前条第2号、第3号又は第4号に該当して補助金の交付の決定を取り消された事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、その者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第15条 市長は、指定事業者に対し、建設、業務、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(適用除外)

第16条 この条例は、伊達市中小企業振興条例(昭和60年条例第21号)の規定に基づく助成金の交付を受けた者に対しては、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月19日条例第33号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊達市産業振興促進条例第8条ただし書の規定は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 改正前の伊達市産業振興促進条例第8条ただし書の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年9月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊達市産業振興促進条例の規定は、昭和63年4月1日(以下「適用日」という。)以後において立地した、又は補助金交付対象事業者の指定を受けた者から適用し、適用日

前に補助金交付対象事業者の指定又は補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日後30日までの間に限り、改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項第1号中「立地に要する」とあるのは「立地に要する、又は要した」と、同項第2号中「立地に伴い新たに採用する」とあるのは「立地に伴い新たに採用する、又は採用した」とする。

附 則(平成元年12月28日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊達市地域振興促進条例の規定は、平成元年4月1日(以下「適用日」という。)以後において立地した、又は補助金交付対象事業者の指定を受けた者から適用し、適用日前に改正前の伊達市産業振興促進条例の規定により補助金交付対象事業者の指定又は補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日後30日までの間に限り、改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項第1号中「立地に要する」とあるのは「立地に要する、又は要した」と、同項第2号中「立地に伴い新たに採用する」とあるのは「立地に伴い新たに採用する、又は採用した」とする。

(伊達市社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

- 4 伊達市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成6年12月26日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊達市地域振興促進条例の規定は、平成6年4月1日(以下「適用日」という。)以後において立地した、又は補助金交付対象事業者の指定を受けた者から適用し、適用日前に改正前の伊達市地域振興促進条例の規定により補助金交付対象事業者の指定又は補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日後30日までの間に限り、第6条第2項第1号中「立地に要する」とあるのは「立地に要する、又は要した」と、同項第2号中「立地に伴い新たに採

用する」とあるのは「立地に伴い新たに採用する、又は採用した」とする。

附 則(平成9年12月22日条例第26号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊達市地域振興促進条例の規定は、この条例の施行日以後において補助金交付対象事業者の指定を受けたものから適用し、施行日前に改正前の伊達市地域振興促進条例の規定により補助金交付対象事業者の指定又は補助金の交付を受けているものについては、なお従前の例による。

(伊達市社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

- 3 伊達市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和51年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成13年12月18日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月16日条例第25号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。